

都市再開発法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補償金の支払に係る修正率の算定方法）</p> <p>第三十三条の二 法第九十一条第一項の規定による修正率は、総務省統計局が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（以下「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）<u>（第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数のうち投資財指数（以下単に「投資財指数」という。）を用いて、付録第三の式により算定するものとする。</u></p>	<p>（補償金の支払に係る修正率の算定方法）</p> <p>第三十三条の二 法第九十一条第一項の規定による修正率は、総務省統計局が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（以下「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）<u>（第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する卸売物価指数のうち投資財指数（以下単に「投資財指数」という。）を用いて、付録第三の式により算定するものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（物価の変動に應ずる修正率の算定の方法）</p> <p>第十条 法第十六条第一項第一号又は第十九条第二項に規定する修正率の算定の方法は、<u>総務省統計局</u>が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（以下「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する<u>企業物価指数</u>のうち投資財指数（以下「投資財指数」という。）を用いて、付録の式により算定する方法とする。</p>	<p>（物価の変動に應ずる修正率の算定の方法）</p> <p>第十条 法第十六条第一項第一号又は第十九条第二項に規定する修正率の算定の方法は、<u>総務庁統計局</u>が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（以下「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する<u>総合卸売物価指数</u>のうち投資財指数（以下「投資財指数」という。）を用いて、付録の式により算定する方法とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（修正率の算定方法）</p> <p>第十六条 法第七十一条（法第七十二条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による修正率は、総務省統計局が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（付録において「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数のうち投資財指数（付録において単に「投資財指数」という。）を用いて、付録の式により算定するものとする。</p>	<p>（修正率の算定方法）</p> <p>第十六条 法第七十一条（法第七十二条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による修正率は、総務省統計局が小売物価統計（指定統計第三十五号）のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（付録において「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が統計法（昭和二十二年法律第十八号）第八条第一項の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する卸売物価指数のうち投資財指数（付録において単に「投資財指数」という。）を用いて、付録の式により算定するものとする。</p>